

慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート規程

平成 28 年 10 月 4 日

制定

改正 平成 29 年 3 月 31 日 2018 年 10 月 9 日
2020 年 3 月 27 日 2023 年 8 月 4 日

(設置)

第 1 条 慶應義塾大学に、慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート（英文名称：Keio University Global Research Institute, 以下、「KGR I」という。）を置く。

(目的)

第 2 条 KGR I は、学部・研究科横断的な全塾的組織として、慶應義塾大学の特色および強みを活かした先導的、文理融合・領域横断研究を展開することにより学術の発展および人材育成を図るとともに、当該研究による成果を広く世界に発信し、国際連携のさらなる発展を牽引することを目的とする。

(事業)

第 3 条 ① KGR I は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 先導的、学際融合的、国際的な研究プロジェクトの創出、実施および成果の発信
- 2 研究機関等との国際的な研究連携
- 3 KGR I の目的達成に資する研究または教育への支援
- 4 KGR I の目的達成に資する講座、セミナーなどの研究または教育的事業
- 5 その他 KGR I の目的達成に必要な事業

② 前項各号の事業の詳細は、第 8 条に規定する運営会議が別に定める「KGR I 事業一覧」のとおりとする。

(KGR I 内センター制度)

第 4 条 ① KGR I に、第 2 条の目的を達成するため、慶應義塾大学グローバルリサーチインスティテュート内センター制度（以下、「KGR I 内センター制度」という。）を置く。

② KGR I 内センター制度は、学部・研究科横断的な全塾的組織としての研究センターまたはプロジェクトの設置・改廃・運営・人事等を機動的に行うことにより、慶應義塾大学内の多様な研究領域を連結・融合させた新しい形の研究センターまたはプロジェクトを形成するとともに、その研究活動の活性化、迅速化を図るものとする。

③ この規程に定めるもののほか、KGR I 内センターまたはプロジェクトに関し必要な

事項は、別に定める。

(世界トップレベル研究拠点制度)

- 第5条 ① KGR Iに、第2条の目的をさらに高次化するため、慶應義塾大学世界トップレベル研究拠点制度（以下、「世界トップレベル研究拠点制度」という。）を置く。
- ② 世界トップレベル研究拠点制度は、極めて高い研究水準および高度に国際化された研究環境により世界に認知される研究拠点を形成し、その持続的発展を実現するとともに、各研究拠点における諸施策の成果・効果の学内への展開を図るものとする。世界トップレベル研究拠点は、自律性が尊重されるとともに、その自立的運営について各研究拠点が責任を負う。
- ③ 世界トップレベル研究拠点は、塾長が設置する。なお、この規程に定めるもののほか、世界トップレベル研究拠点に関し必要な事項は、研究拠点ごとに別に規程で定める。
- ④ 前3項に基づき、慶應義塾大学に、別表に定める世界トップレベル研究拠点を置く。

(組織)

第6条 ① KGR Iに、次の教員等を置く。

- 1 所長
 - 2 副所長 若干名
 - 3 所員 若干名
- ② 所長はKGR Iを代表し、その業務を統括する。
- ③ 副所長は、所長の指示によりそれぞれ所掌する職務を遂行するとともに、所長を補佐し、所長に事故ある時はその職務を代行する。
- ④ 所員は、専任所員、兼担所員、兼任所員とし、KGR Iの目的達成のために必要な研究および職務を行う。専任所員は、特任教員および研究員とする。
- ⑤ 国内外の大学、専門研究機関等からの派遣研究員に関しては、別に訪問研究者を置くことができる。
- ⑥ 所員の取扱い基準については、別途定める。
- ⑦ 学外の研究協力者を共同研究員として所員とすることができる。

(本部会議)

第7条 ① KGR Iに本部会議を置く。

- ② 本部会議は、次の者をもって構成する。
- 1 担当常任理事
 - 2 所長
 - 3 副所長
 - 4 塾監局長
 - 5 学術研究支援部部長

- 6 その他、担当常任理事が必要と認めた者
- ③ 研究連携推進本部長，イノベーション推進本部長および世界トップレベル研究拠点の長は，本部会議にオブザーバーとして出席することができる。
 - ④ 本部会議構成員の任期は，役職で選任された者はその在任期間とするが，その他の者は2年とし，重任を妨げない。ただし，任期の途中で退任した場合，後任者の任期は前任者の残任期間とする。
 - ⑤ 本部会議は担当常任理事が招集し，その議長となる。
 - ⑥ 本部会議はKGR I 運営の基本方針，研究教育事業計画，予算・決算に関する事項，KGR I 内センター制度および世界トップレベル研究拠点制度に関する事項その他のKGR I の目的達成に関する諸事項を審議する。
 - ⑦ 本部会議の下に，運営会議を置く。

(運営会議)

第8条 ① KGR I の運営業務に当たるため，運営会議を置く。

- ② 運営会議は，次の者をもって構成する。
 - 1 所長
 - 2 副所長
 - 3 担当常任理事
 - 4 担当事務部門管理職
 - 5 その他所長が必要と認めた者
- ③ 運営会議は，所長が招集し，その議長となる。
- ④ 運営会議は次の事項を行う。
 - 1 KGR I の運営に関する事項
 - 2 教員人事に関する事項
 - 3 研究プロジェクトの企画選定，受託事業等の受入れ等および研究成果の点検・評価
 - 4 教育事業の企画選定および教育成果の点検・評価
 - 5 第4条に定めるKGR I 内センターの運営に関する事項
 - 6 その他本部会議から付託された事項
- ⑤ 前項にかかわらず，世界トップレベル研究拠点の運営に関する事項は，第5条第3項のとおり別に規程で定める。運営会議は，世界トップレベル研究拠点の運営に関して，必要に応じて，研究拠点の長から報告を求めることができる。
- ⑥ 運営会議は，必要に応じて小委員会を置くことができる。小委員会の役割・権限等については運営会議で定める。

(教員・所員の任免)

第9条 ① KGR I の教員・所員の任免は次の各号による。

- 1 所長は、本部会議の推薦に基づき、大学評議会の議を経て、塾長が任命する。
 - 2 副所長は、所長の申請に基づき塾長が任命する。
 - 3 専任所員は、運営会議の推薦に基づき、大学評議会の議を経て塾長が任命する。兼担所員および兼任所員は、運営会議の推薦に基づき塾長が任命する。
 - 4 訪問研究者については、「訪問学者に対する職位規程（昭和 51 年 8 月 27 日制定）」の定めるところによる。
 - 5 兼任所員の任用は、任用形態により該当する規程の定めによる。
- ② 所長および副所長の任期は 2 年とし、重任を妨げない。ただし、任期の途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
 - ③ 所員の任期は受入れを承認された年度内とし、重任を妨げない。

（事務組織）

第 10 条 KGR I の事務は、学術研究支援部が行う。

（経理）

第 11 条 KGR I の経理は「慶應義塾経理規程（昭和 46 年 2 月 15 日制定）」の定めるところによる。

（規程の改廃）

第 12 条 この規程の改廃は、本部会議の審議に基づき、大学評議会の議を経て塾長が決定する。

附 則

- ① この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。
- ② この規程は、実施後 3 年を目途に見直すものとする。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（2018 年 10 月 9 日）

この規程は、2018 年 11 月 1 日から施行する。

附 則（2020 年 3 月 27 日）

- ① この規程は、2020 年 4 月 1 日から施行する。
- ② この規程は、施行後 2 年を目途に見直すものとする。

附 則（2023 年 8 月 4 日）

- ① この規程は、2023 年 8 月 4 日から施行する。

別表 (第5条関係) 世界トップレベル研究拠点

名称	規程名
慶應義塾大学ヒト生物学-微生物叢-量子計算研究センター (英文名称: Keio University Human Biology-Microbiome-Quantum Research Center)	慶應義塾大学ヒト生物学 - 微生物叢 - 量子計算研究センター規程 (2023年8月4日)